

各種事業・取引等からの暴力団排除

- ・ 暴力団排除のための協議会等の設置
- ・ 約款等への暴力団排除条項の導入
- ・ 不当要求情報管理機関への登録

国家公務員法・地方公務員法上の守秘義務

国家公務員法

第100条第1項 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

地方公務員法

第34条第1項 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

暴力団排除等のための部外への情報提供について(抜粋)(通達:平成25年12月19日付け)

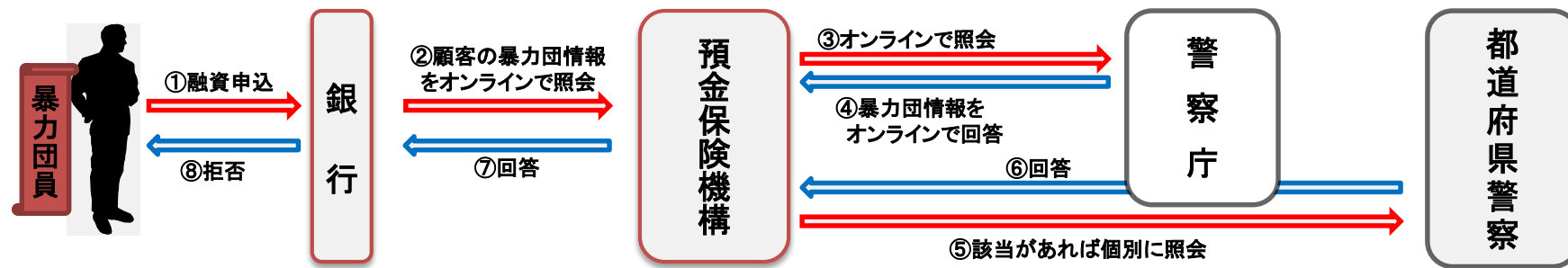
第1 基本的な考え方

- 1～3 (略)
- 4 情報提供の正当性についての十分な検討
(略)特に、相手方が行政機関以外の者である場合には、法令の規定に基づく場合のほかは、当該情報が暴力団排除等の公益目的の達成のために必要であり、かつ、警察からの情報提供によらなければ当該目的を達成することが困難な場合に行うこと。

第3 情報提供の基準

- 1 提供の必要性
 - (1) 条例上の義務履行の支援に資する場合その他法令の規定に基づく場合
 - (2) 暴力団による犯罪、暴力的要求行為等による被害の防止又は回復に資する場合
 - (3) 暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資する場合
- 2 適正な情報管理
情報提供は、その相手方が、(略)、情報を適正に管理できると認められる場合に行う。
- 3 (略)

銀行の融資取引における暴力団情報の照会の流れ



暴力追放運動推進センター

暴力団対策法第32条の3の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止及び被害の救済に寄与することを目的として設立された団体

都道府県暴力追放センターの主な活動

- 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動
- 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動
- 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 暴力団の事務所使用により、住民生活の平穏等が害されることの防止のための活動
- 暴力団員の不当な行為による被害者への支援活動
- 暴力団と対峙する企業事務所等の責任者に対する講習の実施